美術品の動産総合保険に関する契約書（案）

愛媛県美術館（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、美術品の動産保険に関し、次のとおり契約書を締結する。

第１条　甲は、甲を保険契約者及び被保険者とする本保険の申し込みを乙に対して行い、乙はこの契約書並びに乙の動産総合保険・普通契約約款及び特約条項の規定に従い、保険金を支払う責に任ずる。

第２条　本保険において、動産とは美術品827点（別紙のとおり）で、甲が管理するものをいう。

第３条　本保険の補償額は、作品の評価額とし、11,207,357,900円（別紙のとおり）とする。

第４条　本保険の美術品の収容場所及び状況は、別紙のとおりで、いずれかの場所において保管、管理するものとする。

第５条　本保険の契約金額は、　　円とする。

第６条　・契約保証金は、金　　円（契約金額の10分の１以上）とする。
　　・契約保証金は、免除する。

《注》愛媛県会計規則第152条から第154条の規定によりいずれかを選択する。

第７条　本保険の契約期間は、令和８年４月１日１６時から令和９年４月１日１６時までとする。

第８条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年４月１日

甲　松山市堀之内
　　愛媛県美術館
　　館長

乙